

議案参考資料

[令和3年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当

議案名

議案第56号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について所要の改正を行おうとするものです。

概要

桐生市市税条例の主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人市民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し

- ・扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、令和6年度分以後の個人市民税から、均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の範囲について、年齢16歳未満の者及び扶養控除の対象となる扶養親族(16歳以上の扶養親族のうち、原則として30歳以上70歳未満の国外居住親族を除く。)に限ることとするものです。

(施行期日：令和6年1月1日)

2 医療費控除の特例の適用期限の延長

- ・特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用期限を5年延長し、令和9年度分までとするものです。

(施行期日：令和4年1月1日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。

今回の改正は、令和4年1月1日及び令和6年1月1日に施行される規定の改正を行うものです。